

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	株式会社安藤・間	東京都港区赤坂6-1-20
	以下余白	

2 指名停止措置期間

平成29年10月4日～平成30年1月3日（3ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社安藤・間が請負った田村市発注の除染事業において、田村市に対し改ざんした作業員の宿泊費領収書を提出し、事業費をだまし取ったとして、東京地方検察庁特別捜査部は株式会社安藤・間東北支店の社員二人を詐欺罪で在宅起訴した。

5 指名停止措置理由

本件は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「指名停止等の措置要領」という。）別表2第16号に該当する。

従って、本件については、3ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止の措置要領 別表2第16号

措置要件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 16．別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上 9ヶ月以内